高崎市立地適正化計画区域内における行為の届出について

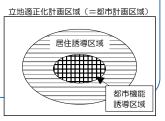
高崎市は、令和2年3月31日に都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画を公表いたしました。この計画は、居住機能や医療・福祉・子育て・商業等の都市機能の立地および公共交通の充実に関する都市全体を見渡したマスタープランとして、持続可能なコンパクトシティのまちづくりの基本的な方向性を定めるものです。

~立地適正化計画区域(=都市計画区域)に定めていること~

■都市機能誘導区域……生活サービス機能を誘導する区域

■居住誘導区域………居住を誘導し人口密度を維持する区域(都市機能誘導区域を含む)

■誘導施設………都市機能誘導区域ごとに立地を誘導する都市機能増進施設

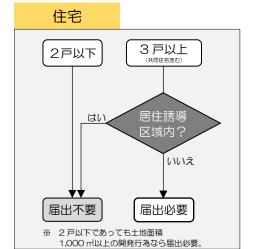


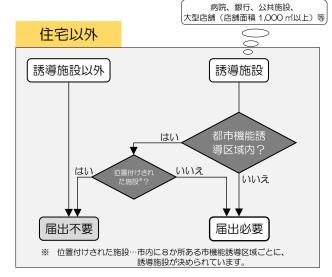
届出の有無

開発行為や建築行為等を行う場合は、行為着手の30日前までに届出が必要です。 届出の有無は、下記フローチャートでご確認ください。

メモ

外外外外	立地適正化計画区域内・	都市機能誘導区域 内・	居住誘導区域 内・
外外外外	•	•	•
	外	外	外





- 一届出が必要な主な事例(住宅)-
 - 例① 居住誘導区域外で3戸以上の住宅を建築目的とする開発行為(分譲住宅地の造成、共同住宅を建築するための造成等)
 - 例② 居住誘導区域外で2戸以下の住宅建築を目的とする土地面積1,000㎡以上の開発行為(広大な敷地に戸建住宅を建築するための造成等)
 - 例③ 居住誘導区域外で3戸以上の住宅を建築する建築行為(建売住宅、共同住宅を建築等)
 - 例④ 居住誘導区域外で3戸以上の住宅に改築・用途変更する行為(共同住宅に用途変更する場合等)

届出に必要な書類

- 届出書(**2**部) ※令和3年1月1日より届出書の押印欄が廃止されました
- ・委任状(代理人の場合)
- 添付図面

行為の種別	図 面	縮尺	備考	部数
開発行為 (上記の例①・例②などが該当)	案内図(都市計 画参考図等)	1/2,500 程度	方位、道路及び目標となる地物の表示 ※マップ de たかさきの都市計画情報の印刷も可	2 部
	土地利用計画図	1/100以上		
	その他	_	予定建築物の内容が分かる資料	
建築・改築等 (上記の例③・例④などが該当)	案内図(都市計 画参考図等)	1/2,500 程度	方位、道路及び目標となる地物の表示 ※マップ de たかさきの都市計画情報の印刷も可	Q ÷0
	配置図	1/100以上		2 部
	立面図	1/50以上	2 面以上	
	平面図	1/50以上	各階	
誘導施設の休廃止	_	_	図面は不要	2 部

※届出に係る事項に変更が生じた場合も、着手30日前までに変更届出書を提出して下さい。(添付書類及び部数は上記と同じです)

